

意見公募手続により提出された意見、その考慮の結果及び理由について

1 規則等の案の題名

静岡市屋外広告物条例施行規則の一部改正（案）

2 意見公募手続を実施した期間

令和4年2月18日（金）から令和4年3月22日（火）まで

3 提出された意見数

1件

4 提出された意見、その考慮の結果及び理由

	提出された意見	考慮の結果	理由
1	施行規則第17条による許可の証票等についての関連ですが、特別規制地域や禁止物件等に設置できることとなり、通常の許可番号と区別が必要ではないか。	原案変更なし	通常の許可番号と条例第6条第9項の許可番号を変え管理をします。